

議案第7号

逗子市在宅障がい者福祉手当条例の一部改正について

逗子市在宅障がい者福祉手当条例の一部を次のように改正する。

令和4年1月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市在宅障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

逗子市在宅障がい者福祉手当条例（令和3年逗子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、改正の要あるため提案する。